



基本計画

第 1 章

誰もが健やかに安心して暮らせるまち

第 1 節 健康で元気なまちづくり

第 1 項 健康づくりの推進・・・・・・・・・・P46

第 2 項 保健・医療の充実・・・・・・・・・・P48

第 2 節 次世代を担う子どもを守り、育むまちづくり

第 1 項 子育て支援・少子化対策の充実・・・・P50

第 2 項 子どもの健全育成の推進・・・・・・・・P52

第 3 節 みんなで支えるやすらぎのまちづくり

第 1 項 地域福祉の推進・・・・・・・・・・P54

第 2 項 高齢者福祉の充実・・・・・・・・・・P56

第 3 項 障がい者福祉の充実・・・・・・・・・・P58

第 4 項 介護保険制度の適切な運用・・・・・・P60

第 4 節 安定した生活のできるまちづくり

第 1 項 社会保障制度の適切な運用・・・・・・P62

第 2 項 自立支援・・・・・・・・・・P64



「未来の八千代」絵画コンクール【最優秀賞】

高谷 哲平さん 西豊田小学校 6年 「ぼくが考える未来の八千代」

第1節 健康で元気なまちづくり

第1項 健康づくりの推進

【現況と課題】

高齢化の進行に伴い、生活習慣病や高齢者の介護などの当事者となる機会はますます増えていくことが予想され、疾病予防や介護予防の観点から、町民一人ひとりが自ら健康づくりに取り組む気運が高まっています。

また、現代社会のストレスに対応した心の健康の維持も重要な課題となっています。

本町ではこれまで、健康相談や生活習慣病を中心とした疾病予防のほか、健康体操の普及など、町民が自ら取り組む健康づくりを支援してきました。

しかしながら、こうした事業への参加率はまだまだ低く、町民組織・団体の高齢化も顕著となっています。

今後は、健康情報のさらなる提供・周知をはじめ、町民一人ひとりの健康意識が高まるよう支援体制を充実していくとともに、健康づくり組織としての地区組織（食生活改善推進員・母子保健推進員・各種ボランティア）活動の充実を図り、町・地域が一体となって健康づくりに取り組む体制を整えていく必要があります。

《基本方針》

町民誰もが生涯にわたり健康で元気に暮らすことができるよう、町民一人ひとりが自ら取り組む健康づくり活動を支援していきます。

〈目標指標〉

目 標 項 目	現況値 (平成 22 年)	目標値 (平成 27 年)	目標設定の考え方
BMI※1 ≥ 25 の人の割合 (40 歳代)	29.5% (H21 年度)	26.0%	特定健診受診者における適正体重を維持している人の割合の増加を目指す。
BMI ≥ 25 の人の割合 (50 歳代)	37.5% (H21 年度)	33.0%	特定健診受診者における適正体重を維持している人の割合の増加を目指す。
3 歳児むし歯患率	39.4% (H21 年度)	30.0%	乳幼児における虫歯の割合の減少を目指す。

※1 BMI
身長からみた体重の割合を示す体格指数。

[具体的な施策の内容]

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 り 組 み
1. 健康な生活習慣づくりの支援	○あらゆる機会を通じた正しい健康情報の提供と、健康に対する意識の高揚を図ります。	○健康づくり講演会 ○各種健康教室、保健指導
	○栄養や食生活改善の指導、喫煙、飲酒習慣の改善指導、歯磨き習慣、健康運動の奨励など、町民自ら取り組む健康習慣づくりを支援します。	○各種乳幼児健診 ○食生活改善の推進 ○ビデオ体操教室 ○ヘルスロード※ ² の指定
	○気軽に相談できる体制を整え、心の健康づくりを支援します。	○心の健康相談 ○電話相談
	○薬物乱用による健康被害情報を提供し、意識の高揚を図ります。	○薬物乱用防止運動
2. 保健活動体制の充実	○地区健康づくり組織の活動を支援します。	○食生活改善推進員活動 ○母子保健推進員活動 ○町民の自主活動の支援
	○関係機関との連携により、保健活動を支援する体制の充実を図ります。	○要保護児童対策地域協議会※ ³ ○学校保健と地域保健連絡会 ○就学指導委員会 ○家庭教育推進協議会



健康づくり講演会

※2 ヘルスロード

県民の健康づくりのためのウォーキングなど誰もが安全に歩けるコースを茨城県が指定したコース。
(平成22年現在で173コース指定)

※3 要保護児童対策地域協議会

関係機関連携により児童虐待等への対応を行う市町村の組織。

第2項 保健・医療の充実

【現況と課題】

核家族化、少子化の進展など、子育てに不安を持つ親が増加しており、安心して子育てのできる環境づくりや母親や乳幼児の健康づくりはますます重要になっています。

食生活や運動などライフスタイルの変化により、生活習慣病の早期発見や予防がますます重要になっています。また、各種がん検診の受診率を向上し、早期発見、早期治療につなげ、健康の増進を図る必要があります。

新型インフルエンザをはじめとする感染症対策については、予防接種により、まん延の防止や重症化の防止を図るとともに、危機管理体制の充実に努めることが必要となっています。

医療ニーズの多様化・高度化に加え、感染症の対応など、喫緊の取り組みが求められており、今後、町内外の保健医療機関との連携を強化し、一次医療、二次医療体制のさらなる充実を図っていく必要があります。

《基本方針》

町民誰もが生涯にわたり健康で元気に暮らすことができるよう、疾病の早期予防や早期発見、感染防止を図ります。

また、町民誰もが身近な地域で適切な医療が受けられるよう、病院・診療所・その他保健医療機関の連携を強化し、診療体制の充実を図ります。

〈目標指標〉

目 標 項 目	現況値 (平成 22 年)	目標値 (平成 27 年)	目標設定の考え方
特定健診※ ¹ 受診率 (国保加入者)	40.9% (H21 年度)	55.0%	国保加入者における特定健診受診率の向上を目指す。
特定保健指導※ ² 実施率 (国保加入者)	43.0% (H21 年度)	45.0%	特定保健指導対象者の実施率の向上を目指す。
胃がん検診受診率	13.1% (H21 年度)	30.0%	胃がん検診の受診率の向上を目指す。
予防接種率 (麻しん、風しん 1 期 2 期)	87.0% (H21 年度)	95.0%	予防接種率の向上を目指す。

※ 1 特定健診

40歳～74歳までを対象に、公的医療保険者に実施が義務付けられた内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した健康診査。

※ 2 特定保健指導

特定健康診査で、「健康保持の必要がある」と判定された人を対象に行う保健指導。動機づけ支援と積極的支援の2段階がある。

[具体的な施策の内容]

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 り 組 み
1. 母子保健の充実	○関係機関との連携のもと、妊娠・出産・育児の不安の解消や母子の健康づくりを支援し、安心して子育てのできる保健環境づくりを推進します。	○妊婦健診 ○乳児検診、幼児集団検診 ○予防接種 ○離乳食教室、食育教室 ○発達相談、育児相談等
2. 成人・老人保健の充実	○生活習慣病の予防、疾病の早期発見・早期治療と指導による健康増進を図ります。	○基本健康診査 ○がん検診 ○生活習慣病検診 ○保健指導、栄養指導
3. 感染症対策の充実	○予防接種の実施により、感染症の発生・まん延の予防、重症化防止策の充実を図るとともに、関係機関との連携により、相談指導体制の強化に努めます。	○予防接種 ○保健指導
4. 医療・救急体制の充実	○町内医療機関をはじめ、近隣市町との連携により、地域医療体制の充実に努めるとともに、医療機関の利用方法について、町民とともに考えていく体制づくりを推進します。	○医療関係機関との連携強化 ○広域医療との連携 ○医療機関巡回バス ^{※3} の運行
	○各医療機関や関係機関との連携により、緊急時に安心して受診できる救急医療体制の充実に努めます。	○小児救急医療輪番制 ^{※4} の充実 ○病院群輪番制 ^{※5} の充実
	○献血意識の高揚と献血者の確保に努め、必要な輸血量の確保を図ります。	○献血の推進

※3 医療機関巡回バス

八千代町では、町内の医療機関への交通の利便を確保するため、90か所の停留所から4つの医療機関への巡回・送迎を行っている。

※4 小児救急医療輪番制

近隣7市町（古河市、下妻市、坂東市、常総市、八千代町、五霞町、境町）内において、休日・夜間の小児緊急医療を輪番制で行う制度。

※5 病院群輪番制

近隣7市町の病院群が共同連帯して、輪番制方式により、休日・夜間等における重症緊急患者の入院治療を行う制度。

第2節 次世代を担う子どもを守り、育むまちづくり

第1項 子育て支援・少子化対策の充実

【現況と課題】

少子化による児童数の減少、核家族化や女性の社会進出による共働き家庭の増加など、児童や家庭を取り巻く環境は著しく変化してきています。また、厳しい経済状況のもと、保育に対するニーズは、低年齢化、長時間化など、今後より一層多様化することが予想されます。

本町ではこれまで、保育所による保育をはじめ一時保育、延長保育、放課後児童クラブ※1、児童手当の支給など児童の育成のための支援を行ってきました。また、「八千代町次世代育成支援対策行動計画※2後期計画」を策定し、子育て支援や少子化問題に取り組んできました。

今後とも“未来の八千代町”を担う子どもたちを安心して生み育てることができるよう、子育て支援の体制や施策のさらなる充実を図っていく必要があります。

さらに、農業をはじめ商業・工業などの後継者の育成に努めるとともに、結婚を支援する体制の整備充実や出会いの機会を増やし、子どもを生み育てる環境づくりを通じて、定住人口の増加につなげていく必要があります。

《基本方針》

八千代町で暮らし、安心して子どもを生み育てることができるよう、町民の様々な事情やニーズに応えていく環境を整えながら、関係機関や地域社会が一体となった子育て支援を推進します。

〈目標指標〉

目 標 項 目	現況値 (平成 22 年)	目標値 (平成 27 年)	目標設定の考え方
通常保育実利用人数 (町内在住者)	340 人 (H21 年度)	420 人	次世代育成支援対策行動計画に基づき、認可保育所における利用者の増加を目指す。
延長保育月間延利用人数	13 人 (H21 年度)	37 人	次世代育成支援対策行動計画に基づき、認可保育所における利用者の増加を目指す。
地域子育て支援センター ※3 利用件数	1,624 件/延 (H21 年度)	2,000 件/延	センター機能の充実により、利用件数の増加を目指す。

※1 放課後児童クラブ

仕事などの事情により昼間保護者が家庭にいない児童（小学生）に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育。八千代町では、保育所・幼稚園の施設を利用して、平成22年4月現在 9 か所の児童クラブを委託し開設している。

[具体的な施策の内容]

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 り 組 み
1. 子育て支援体制とサービスの充実	○共働き家庭等への支援対策の充実と、家庭で子育てする母親の孤立感の解消を図ります。	○次世代育成支援対策行動計画の推進と進行管理 ○子育てサポーター制度 ○乳児家庭全戸訪問事業 ○子育て相談事業 ○地域子育て支援センターの運営
	○子育ての不安や悩みを解消するため、若い子育て世代への支援を行います。	○家庭教育学級の実施 ○家庭教育推進協議会主催事業の推進
	○仕事と生活の調和の実現に向けた親の意識改革と働きやすい職場環境づくりを促進します。	○仕事と生活の調和（ワークライフバランス ^{※4} ）憲章の普及 ○子育てにやさしい職場づくり
2. 経済的支援の推進	○子育て世代の経済的な負担を軽減するため、手当の支給や助成を行います。	○子ども手当の支給 ○3人っ子家庭応援事業 ○私立幼稚園児の保護者負担軽減事業
3. 保育内容の充実	○行政と保育所の連携により、多様化する保育ニーズへの対応を強化します。	○低年齢児保育 ○延長保育、一時保育 ○障がい児保育 ○保育所施設運営研究費助成
4. ひとり親家庭福祉の充実	○ひとり親世帯などへのきめ細やかな支援を行います。	○児童扶養手当の支給 ○医療福祉費支給
5. 結婚支援活動の推進	○関係機関との連携を強化し、独身者の出会いの場の提供に努めます。	○いばらき出会いサポートセンター ^{※5} 等の情報提供 ○ふれあいパーティー等の実施

※2 八千代町次世代育成支援対策行動計画（後期計画：平成22～26年度まで。）

次世代育成支援対策推進法に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、成長する環境の整備を図るため、児童福祉・母子保健・医療・教育・まちづくり関係などの施策を総合的に行うための計画。

※3 地域子育て支援センター

子育て不安に関する相談や指導を行う施設。

※4 ワークライフバランス

仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

※5 いばらき出会いサポートセンター

茨城県内在住の独身者に結婚のための出会いと相談の場を提供するため、茨城県と茨城県労働者福祉協議会が共同で設立した組織。

第2項 子どもの健全育成の推進

【現況と課題】

核家族化の進行、共働き家庭やひとり親世帯の増加に伴い、家庭での子育て機能の低下が懸念されるなど、児童や家庭を取り巻く環境は著しく変化しており、“未来の八千代町”を担う子どもたちの健全育成に関する課題がますます複雑化しています。

本町では、これまで「八千代町次世代育成支援対策地域協議会」を中心に、状況の検証や対応の検討など、「八千代町次世代育成支援対策行動計画 後期計画」に基づく施策に取り組んできました。

今後とも、家庭環境や就労環境等に応じたきめ細かな指導・支援のもと、家庭や地域が一体となって子どもの健全育成を推進していく必要があります。

《基本方針》

明日を担う子どもたちが、心身ともに健全に成長していくことができるよう、家庭や地域が一体となって子どもを守り育む、地域ぐるみの気運・体制を整えていきます。

〈目標指標〉

目 標 項 目	現況値 (平成 22 年)	目標値 (平成 27 年)	目標設定の考え方
放課後児童クラブ 実利用人数	150 人/月平均 (H21 年度)	174 人/月平均	次世代育成支援対策行動計画に基づき、受け入れ体制の拡充を目指す。



[具体的な施策の内容]

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 り 組 み
1. 母子保健の充実	○関係機関との連携のもと、妊娠・出産・育児の不安の解消や母子の健康づくりを支援し、安心して子育てのできる保健環境づくりを推進します。	○各種健診 ○予防接種 ○保健指導 ○関係機関の連携
2. 子ども医療福祉制度の充実	○子どもが健康に育つことのできるよう、医療費の負担を軽減します。	○医療福祉費支給※ ¹ ○医療福祉費助成（町単）※ ²
3. 児童の健全育成の推進	○子どもたちの自立性、協調性を育むため、放課後児童クラブや体験学習活動を推進します。	○放課後児童クラブ委託事業 ○子ども体験学習事業 ○子ども会育成事業
4. 特別支援教育の推進	○障がいのある子や不登校児など、特別な支援が必要な児童に対する支援を行います。	○適応指導教室※ ³ ○特別支援教室※ ⁴ の充実 ○障がい児保育補助
5. 相談体制の整備と児童虐待の防止	○児童の虐待を未然に防ぐため、関係機関や関係者との連携により、相談体制を整備するとともに支援を行います。	○児童虐待防止事業

参考データ

放課後児童クラブ利用状況

(単位: か所、人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
実施か所	9	9	9	9	9
利用児童数	92	116	113	121	138

※利用児童数は各年度3月時の利用者数

資料: 福祉保健課

※1 医療福祉費支給

妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障がい者の健康維持を図るため、医療費の一部を助成するもの。

※2 医療福祉費助成（町単）

少子化対策の一環として、乳幼児（0歳～小学校入学前）の医療費の外来自己負担を八千代町が助成するもの。

※3 適応指導教室

市町村教育委員会が、長期欠席している不登校の小中学生に別途部屋を用意し、本籍校復帰を目標に学習援助する教室。

※4 特別支援教室

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向け、生活や学習上の困難を改善・克服するための適切な指導及び支援を行う教育。

第3節 みんなで支えるやすらぎのまちづくり

第1項 地域福祉の推進

【現況と課題】

誰もが住み慣れた地域や家庭で、安心して暮らせるまちが町民の願いであり、高齢社会を迎えた今日、身近な暮らしの場におけるふれあいや支え合いがますます重要になっています。

本町では、これまで社会福祉協議会との連携・協力のもと、各種ボランティアや町内団体への支援やリーダーの育成、活動の拠点となる施設等の充実など、地域における多様な福祉サービスの提供を進めてきました。

今後とも、地域に応じたきめ細かなサービスや、ボランティア活動等のさらなる充実を図るとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、地域での支え合いや助け合いを大切にした地域福祉の体制を整えていく必要があります。

《基本方針》

町民誰もが、住み慣れた地域の一員として、ふれあいを通して、生涯安心して暮らし続けることができるよう、ともに支え合う地域福祉まちづくりを推進します。

〈目標指標〉

目 標 項 目	現況値 (平成 22 年)	目標値 (平成 27 年)	目標設定の考え方
ご近所声かけ隊※ ¹ 登録数	58 人	90 人	登録者の増加を目指す。
福祉ボランティア団体数	7 団体	10 団体	団体の増加を目指す。
地域福祉計画※ ² の策定	—	策定	地域福祉計画の平成 27 年度までの策定を目指す。

※1 ご近所声かけ隊

ご近所同士での声かけや見守り、防犯に関する活動を行うボランティア。

※2 地域福祉計画

市町村が地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画。

(地域における福祉サービスの適切利用、社会福祉事業、福祉活動への住民の参加の促進に関する事項など)

[具体的な施策の内容]

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 り 組 み
1. 地域福祉体制の整備	○町民参画のもと、地域福祉活動の拠点となる施設の充実と利活用を図ります。	○保健センターの機能強化や地区の拠点的集落センターの利活用
	○地域の福祉活動の総合的な指針となる地域福祉計画の策定を進め、地域福祉の人づくりと体制を強化します。	○地域福祉計画の策定
2. 地域福祉活動の推進	○高齢者や障がい者など、援助を必要とする人たちを地域で支援する気運の醸成や活動を支援します。	○情報、PRの推進 ○団体等への支援 ○ご近所声かけ隊の支援
3. 社会福祉協議会・関係団体の連携強化	○社会福祉協議会の独自施策の強化を促進するとともに、民生委員や社会福祉関係団体の育成・援助を図ります。	○関係団体との連絡調整強化 ○研修会の実施
4. ボランティア活動の推進	○ボランティア連絡協議会を中心に「いつでも、どこでも、誰もが」参加できるボランティアの体制づくりを図ります。	○ボランティアセンターの活動 ○研修会の実施、広報啓発 ○ボランティアリーダーの育成



ボランティア講習会



高校生による高齢者訪問

第2項 高齢者福祉の充実

【現況と課題】

平成22年3月現在、本町の高齢化率は22.9%と国、県を上回って進行しており、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯も年々増加しています。また、高齢者医療費の増加、介護認定者、認知症の増加など、高齢者が健康で安心して暮らし、生きがいを持って社会参画できる環境の整備はますます重要になっています。

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、地域包括支援センター※1が中核となって、高齢者の生活や介護に関する相談や介護予防に関する事業を進めてきました。

今後は、これまでの取り組みの成果を生かし、生活支援・介護支援など福祉サービスのさらなる充実を図るとともに、生きがい対策の推進など、高齢者が自立して、健康でいきいきと暮らせる環境づくりを推進していく必要があります。

《基本方針》

高齢者が心身ともに健康で、いきいきと自立して人生を送れるよう、介護予防や介護する家族の支援、生きがい対策など、きめ細やかな福祉の体制づくりに総合的に取り組んでいきます。

〈目標指標〉

目 標 項 目	現況値 (平成22年)	目標値 (平成27年)	目標設定の考え方
福祉タクシー利用料 助成※2件数	370件 (H21年度)	500件	対象者における利用件数の増を目指す。



※1 地域包括支援センター

介護保険法に基づき市町村に設置される地域住民の保健・福祉・医療、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士が配置される。

※2 福祉タクシー利用料助成

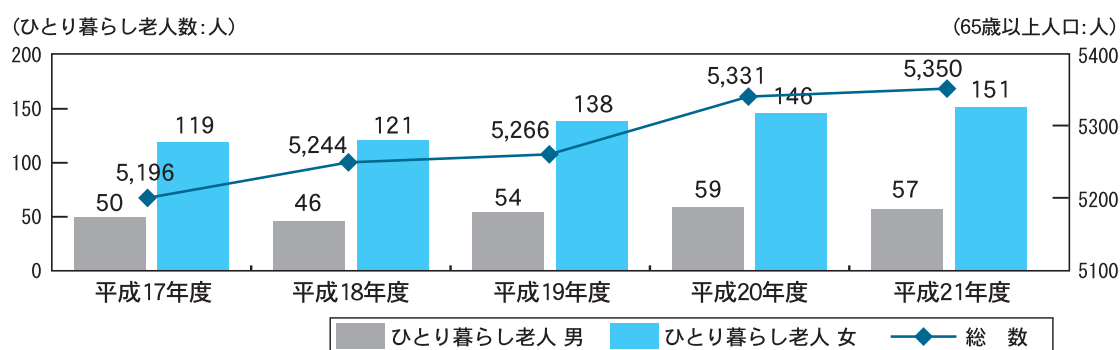
在宅の障がい者や高齢者等が医療機関への通院や福祉施設への通所をするため利用するタクシー料金の一部を助成するもの。八千代町では、障がい者及び65歳以上の単身世帯で自動車税が減免されていない方を対象に初乗運賃相当額を助成している。

[具体的な施策の内容]

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 り 組 み
1. 高齢者の社会参画と生きがいづくり	○活力と生きがいに満ちた「活動的な85歳」を目標に、高齢者の多様性や自発性を尊重しながら、社会参加活動を促進します。	○シルバー人材センター事業 ○心配ごと相談事業 ○高齢者生きがい対策事業 ○老人クラブ活動助成事業
2. 生活支援サービスの推進	○家族支援事業、低所得者対策事業など、高齢者の健康でいきいきとした生活のための支援の充実を図ります。	○福祉タクシー利用料助成事業 ○老人日常生活用具給付事業 ○ねたきり老人等紙おむつ助成 ○緊急通報システム事業 ○地域ケアシステム※ ³ 推進事業 ○ひとり暮らし老人愛の定期便事業 ○理髪料助成事業 ○介護者リフレッシュ事業 ○敬老祝い贈呈事業
3. 高齢者対策の推進	○身寄りのない高齢者の保護、介護認定前の生活不自由者に対する生活援助、要支援者へのケアマネジメントなどを推進します。 ○要支援・要介護となるおそれの高い高齢者を対象とする運動機能の維持促進を図ります。	○高齢者施設入所相談 ○軽度生活援助事業 ○介護予防支援事業所の運営 ○運動教室の実施
	○高齢者の虐待防止、権利擁護の啓発、認知症についての理解など、高齢者に関する総合相談体制を整えます。	○高齢者総合相談窓口の設置

参考データ

ひとり暮らし老人等数(65歳以上)



※3 地域ケアシステム

在宅の要介護者一人ひとりに、保健・福祉・医療の関係者がケアチームを結成し、サービスを提供するシステム。

第3項 障がい者福祉の充実

【現況と課題】

本町ではこれまで、障害者自立支援法^{※1}に基づき、障がい者が自立した社会生活を送れるよう、相談指導、スポーツ・レクリエーション活動の推進や心身障がい児通園事業等を通して、ノーマライゼーション^{※2}の理念のもと、社会参加の促進に努めてきました。

また、更生医療や日常生活用具の給付、各種手当の支給など経済的支援のほか、手帳交付などの援護事務、障がい者施設への入所支援など「八千代町障がい者プラン^{※3}」に基づき、障がい者福祉の充実に努めてきました。

今後とも、障がい者の自立と社会参加の一層の促進に向けて、障がい福祉サービスや各種の福祉サービス、保健医療、教育・育成、雇用・就労などの総合的な支援体制を確立する必要があります。

《基本方針》

障がい者が住み慣れた地域社会のなかで、家族とともに、安心していきいきとした生活を送れるよう、ハード・ソフト両面から障がい者の自立を支援していきます。

参考データ

身体障害者手帳交付状況

(単位:人)

年 度	総 数	視 覚	聴覚言語等	肢 体	内 部
平成17	855	71	113	469	202
平成18	868	71	110	488	199
平成19	848	76	105	481	186
平成20	879	69	106	495	209
平成21	810	63	95	450	202

資料:福祉保健課

※1 障害者自立支援法

障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした法律。

※2 ノーマライゼーション

障がい者と健常者が特別に区別されことなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

※3 八千代町障がい者プラン

障害者基本法に基づき制定された障がい者のための施策に関する障害者計画。障害者自立支援法に基づき、地域における障がいのある人の生活や社会参加を支援するために策定した「障害福祉計画」を含む。

[具体的な施策の内容]

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 り 組 み
1. 自立支援システムの確立	○障がい者福祉サービスや地域生活支援事業等の各種サービスの充実を図り、新しい制度の円滑な運営を行います。	○自立支援給付 ○地域自立支援協議会 ^{※4} の設置 ○利用者保護促進事業 ○難病患者に対する見舞金の支給
2. 教育・育成の充実	○障がいのある子の乳幼児期から教育期間終了後の就労対策に至るまで、保健・医療・教育・労働等の関係機関の連携により、地域における総合的な支援ネットワークの構築を図ります。	○障がい児保育 ○障がい児定期療育強化事業 ○障がい児支援体制の構築 ○親子すこやか交流事業
3. 雇用・就労の場の支援	○障がい者のライフステージや年代に対応した適切な職業リハビリテーションを推進します。 ○雇用と福祉施設の連携強化を図り、福祉的就労の場から雇用への移行促進、雇用・就労の場の確保対策の推進など、職業を通じた自立と社会参加を促進します。	○雇用促進対策の普及、啓発、広報 ○障がい者福祉サービス就労事業 ○障がい者試行雇用事業 ○職場適用援助者支援事業
4. バリアフリーの地域づくり	○「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例 ^{※5} 」をはじめ、法令に基づくバリアフリー ^{※6} のまちづくりを推進します。	○福祉マップの作成 ○緊急通報システム設置事業 ○障がい者団体等の活動助成

※4 地域自立支援協議会

障害者自立支援法に基づき、市町村が相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するもの。

※5 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例

高齢者や障がい者を含むすべての人が、社会参加の機会を等しく有し、ともに安心して快適に生活することができる地域社会の実現のために、県、市町村、事業者及び県民が一体となって「ひとにやさしいまちづくり」に取り組んでいくために、平成8年に制定された条例。

※6 バリアフリー

高齢者や障がい者等が社会生活をしていくうえでの物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去するという考え方。

第4項 介護保険制度の適切な運用

【現況と課題】

介護保険制度は、平成12年の施行以来10年を経過し、今後はさらなる事業の定着と充実が期待されています。

本町では、高齢化の進展に伴い要介護者も増加しており、平成22年2月現在、要介護（要支援）認定者数は767人、第1号被保険者に対する割合（認定率）は約14.3%となっており、介護サービスの利用率は82.7%となっています。

今後とも、3年ごとに見直しされる「介護保険事業計画※¹」に基づき、高齢者が住み慣れた地域・家庭で充実した高齢期を送ることができるよう、継続的・総合的に支援していく必要があります。

《基本方針》

要支援・要介護者の尊厳の保持を基本に、一人ひとりのニーズに合った質の高い介護サービスや介護予防サービスを提供していくため、介護保険制度の適切な運用のもと介護サービスの基盤整備や事業の充実を図ります。

〈目標指標〉

目 標 項 目	現況値 (平成22年)	目標値 (平成27年)	目標設定の考え方
シルバーリハビリ体操指導士※ ² による健康教室の開催	16行政区 (H21年度)	31行政区	全行政区の半数での健康教室の開催を目指す。



健康づくり教室

※1 介護保険事業計画

都道府県及び市町村が策定する介護保険の保険給付を円滑に実施するための計画。

※2 シルバーリハビリ体操指導士

茨城県が認定している地域の介護予防の担い手として期待されるボランティアの指導士。

[具体的な施策の内容]

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 り 組 み
1. 介護サービスの充実	○要介護になっても住み慣れた家庭や地域のなかで、生きがいを持ち暮らし続けられるよう介護サービスの充実を図ります。	○保険給付の適正化 ○三年ごとに「介護保険事業計画」の作成 ○介護サービス事業所等の育成
	○要支援認定者の介護予防と状態の維持改善を図ります。	○介護予防支援事業所の運営支援
2. 介護予防の促進	○一次予防※ ³ 対象者と二次予防※ ⁴ 対象者に対する介護予防事業の充実を図ります。	○「シルバーリハビリ体操指導士」の活用 ○介護予防支援事業所の運営 ○運動教室の実施
3. 高齢者総合相談の推進	○健康・介護・虐待・認知症など高齢者の生活に関する総合相談体制の充実を図ります。	○シルバーミニ講座 ○包括支援センターの充実
4. 介護サービスの基盤整備	○介護施設の充実や人材の育成確保など、介護サービスを提供する基盤整備を促進します。	○民間施設への支援

参考データ

要介護(要支援)認定者数の推移

各年3月末日現在(単位:人)

年 度	1号被保険者認定者							2号被保険者認定者
	総 数	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
平成18	706	68	216	120	121	102	79	33
平成19	712	131	136	112	144	104	85	34
平成20	759	165	82	157	156	118	81	36
平成21	762	177	116	133	138	112	86	41

資料:福祉保健課

介護保険サービス事業所数

平成22年4月1日現在

施 設 区 分	施設数
介護老人福祉施設	2
居宅介護支援事業所	9
訪問介護事業所	3
通所介護事業所	6
地域密着型サービス事業所	3

資料:福祉保健課

※3 一次予防

活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持や向上に向けた取り組みを行うこと。

※4 二次予防

要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者に対し早期に対応すること。

第4節 安定した生活のできるまちづくり

第1項 社会保障制度の適切な運用

【現況と課題】

平成 20 年度から特定健診・特定保健指導事業を核とし、生活習慣の改善、未病者の健康増進や多受診防止による健康指導などの活動を、保健センター、地域包括支援センターをはじめとする関係機関と共同で実施しています。

今後とも、関係機関と協力・連携を図りながら、健康増進運動を全町的に展開し、健診の受診率向上に努めることにより、健康な長寿社会の実現に取り組むとともに、増加する医療費の負担軽減を図る必要があります。

また、適正な国保税の賦課・徴収を行うことにより、財源の確保を図りながら各事業の実施を行う必要があります。

さらに、後期高齢者医療制度※¹の見直しによる保険制度の再編など、社会保障制度の改正に対し、適切かつ迅速に対応していく必要があります。

医療福祉制度では、これまで県による医療費負担に加え、町補助制度として助成を行ってきました。今後とも、町財政状況を踏まえつつ、医療費助成の適切な運用を図る必要があります。

国民年金制度については、引き続き制度の重要性の周知と加入促進を図っていく必要があります。

《基本方針》

各制度における公平かつ適正な課税・徴収を図るため、相互扶助で成り立つ社会保障制度への理解を深めるとともに、各制度改革等の動向を見据えながら、その運用に適切かつ迅速に対応していきます。

〈目標指標〉

目 標 項 目	現況値 (平成 22 年)	目標値 (平成 27 年)	目標設定の考え方
特定健診受診者数	2,224 人 (H21 年度)	3,030 人	国保加入者における対象者（40～74 歳）の受診数の増を目指す。
後期高齢者の健康診査受診者数	653 人 (H21 年度)	750 人	対象者における健康診査の受診者数の増を目指す。

※ 1 後期高齢者医療制度

日本国内に住む75歳以上の後期高齢者全員と、前期高齢者（65～74歳）で障がいのある方を対象とする医療保険制度。

[具体的な施策の内容]

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 り 組 み
1. 国民健康保険制度の適切な運用	○制度の周知と適切な運用のもと、未病、予防への関心を高め、一人ひとりの健康づくりを支援します。	○適正な保険給付 ○医療費の適正化 ○保険税の適正な賦課と納税相談 ○人間ドック助成事業 ○特定健診、特定保健指導
2. 後期高齢者医療制度の運用	○制度の適切な運用のもと、高齢者医療の充実を図るとともに、高齢者自らの健康の保持増進を支援します。	○保険料の正確な賦課と納付相談 ○健康診断の実施
3. 国民年金制度の周知と加入促進	○国民年金制度の重要性を周知し、加入促進を図ります。	○広報紙やホームページによる広報活動 ○年金相談
4. 介護保険制度の充実	○介護保険制度の適切な運用のもと、介護サービスの基盤整備や事業の充実を図ります。	○介護サービスの充実 ○介護予防の促進 ○高齢者総合相談 ○介護サービスの基盤整備
5. 医療費助成の充実	○乳幼児、妊産婦、母子・父子家庭及び重度身障者の医療費の軽減を図ります。	○医療福祉費助成事業 ○医療福祉費支給事業

参考データ

国民健康保険の加入状況及び保険税の状況

(単位: 件、人、千円)

年 度	世帯数 (年間平均)	加 入 状 況		国民健康保険税	
		被保険者数 (各年度3月31日現在)	一世帯平均 被保険者数	(医療分調定額一般・退職)	
平成17	4,481	12,753	2.85		1,046,434
平成18	4,520	12,455	2.76		1,029,465
平成19	4,534	12,100	2.67		1,007,546
平成20	4,091	9,716	2.37		723,010
平成21	4,139	9,793	2.37		712,656

資料: 町民課、税務課

第2項 自立支援

【現況と課題】

本町ではこれまで、関係機関や民生委員などと連携を強化し、生活相談や指導を実施するとともに貸付制度等の活用を図り、低所得者への福祉や生活向上、自立に向けた支援を行ってきました。

今後、長引く社会経済状況の低迷により、ますます低所得者層が増加することが予想されることから、適切なアドバイスや相談を通じて、早期自立を支援していく体制を強化していく必要があります。

《基本方針》

低所得者等の自立を支援・促進するため、一人ひとりの状況に応じた対策の実施など生活保護制度等の適正な運営に努めます。

【具体的な施策の内容】

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 り 組 み
1. 低所得者福祉の充実	○低所得者の生活を支援するため、各種貸付制度等の適切な活用を図ります。	○生活福祉、就労支援のための地域協議会設置 ○住宅手当の支給 ○総合支援資金貸付事業 ○小口資金貸付事業 ○生活保護の申請受付、相談
2. 自立への支援	○低所得者の早期自立を支援するため、関係機関や民生委員などとの連携を強化し、実態の把握に努めるとともに、相談指導サービスを推進します。	○心配ごと相談事業